ご契約に際して

契約年齢範囲について
<全期払(保険期間と保険料払込期間が同じご契約)>
- 23歳～70歳

<短期払(保険料払込期間が保険期間より短いご契約)>
- 収入保障保険：23歳～67歳
- 優良体収入保障保険：23歳～68歳

解約返戻金について
- 全期払は、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- 短期払は、保険料払込期間中に解約された場合は解約返戻金はありませんが、保険料払込期間満了後に解約された場合で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合には、解約返戻金がある場合があります(ただし、多くの場合その解約返戻金は、払込保険料累計額を下回り、保険期間満了日の解約返戻金はゼロとなります)。

契約者貸付制度について
- 契約者貸付制度のお取扱いはありません。

保険料振替貸付制度について
- 保険料振替貸付制度のお取扱いはありません。

払済保険・延長定期保険について
- 払済保険への変更のお取扱いはありません。
- 延長定期保険への変更のお取扱いはありません。

ご契約の自動更新について
- 自動更新のお取扱いはありません。

他の保険への加入
- 2年以上有効に継続した契約で、保険期間が満了した場合や解約された場合、保険期間満了日(または解約日)の翌日から起算して1か月以内であれば、一定の要件が満たされていることを条件に、診査および告知書の提出を受けることなくFWD富士生命の認める他の個人保険への加入ができます。

リビング・ニーズ特約について
<特定状態保険金のお支払事由>
- 被保険者が余命6か月以内と判断されたときに特定状態保険金をお支払いします。

<特定状態保険金のお支払額>
- 被保険者が指定した金額(指定保険金額)から指定保険金額に対応する6か月分の利息および保険料に相当する金額を差し引いた金額をお支払いします(指定保険金額は、遺族年金の年金現価の範囲内かつ同一被保険者について他のご契約の指定保険金額と通算して3,000万円以内で設定できます)。

<特定状態保険金の受取人>
- 被保険者とします。

指定代理請求人特約について
- 年金・保険金等の受取人である被保険者が、年金・保険金等を請求できない特別な事情があるときに、年金・保険金等の受取人に代わり、あらかじめ指定された指定代理請求人(1名)が請求を行うことができる特約です。

その他のご注意
- この保険に配当金はありません。

■ 遺族年金の税務上の取扱いについて

契約形態	課税の種類		
	年金にかえて一括でお受取りの場合	遺族年金をお受取りの場合	
		死亡時	年金受取時
契約者と被保険者が同一人	相続税	相続税(相続税法上の年金受給権評価額に対して)	所得税(雑所得)
契約者と受取人が同一人	所得税(一時所得)	――――	
契約者・被保険者・受取人がそれぞれ別人	贈与税	贈与税(相続税法上の年金受給権評価額に対して)	

- 遺族年金のお受取開始後に、将来の年金受取にかえて一括でお受取りの場合は、一時所得として所得税が課税されます。
- 遺族年金の月額給付を選択した場合の毎年の雑所得の計算式は次のとおりです。
  (相続(贈与)税を加味した課税部分の年金額)－(相続(贈与)税を加味した課税部分の年金額×必要経費率*)
  ＊必要経費率＝(既払込保険料合計額)÷(年金月額の総額)　上記計算式による金額が25万円以上となる場合、その金額の10.21%の所得税(復興特別所得税を含みます)を源泉徴収してFWD富士生命が国に納付します。よって表示された収入保障年金月額に対して実際にお受取りになる金額は少なくなる場合があります。
- 高度障害年金については、受取人が被保険者のときおよび被保険者の配偶者もしくは直系血族または生計を一にするその他親族のときは、全額非課税となります。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

- **このパンフレットは、2017年9月1日現在のお取扱い内容に基づき作成しています。**
- **このパンフレットに掲載の税務上の取扱いについては、2017年9月1日現在施行中の税制によります。今後の税制改正によって変更となる場合がありますので、ご注意ください。個別の具体的な税務上の取扱いについては、所轄の税務署、税理士等の専門家にご相談ください。**
- **このパンフレットに掲載の社会保険制度に関する内容等は、2017年9月1日現在の内容に基づき作成しています。今後の制度改正によって変更となる場合がありますので、ご注意ください。**
- **FWD富士生命のお手続きに関する事項や保険契約の諸利率等の各種情報につきましては、FWD富士生命のホームページをご覧ください。**
- **ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。**
  「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等について説明しています。必ず、ご一読のうえ、大切に保存してください。
- **生命保険募集人について**
  生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。引受保険会社における生命保険募集人は、お客様と引受保険会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、原則としてご契約内容の変更等に関する引受保険会社の承諾が必要になります。生命保険募集人の権限等に関するご確認を希望される場合には、下欄の「総合サービスセンター」までご連絡願います。

【引受保険会社】
FWD富士生命保険株式会社
本　社　〒105-8633 東京都港区虎ノ門4-3-20 神谷町MTビル
ホームページ　www.fwdfujilife.co.jp
総合サービスセンター　0120-211-901(通話料無料)
受付時間：月～金(祝日・年末年始を除く)9:00～18:00

【募集代理店】

'17.7.75,000(W3331)(TF)　登録No.FWD-B0002-1709

FWD富士生命

さいふにやさしい 収入保障

レスキューパック 収入保障保険
[保険料払込免除特約付
無解約返戻金型収入保障保険]
レスキューパック 優良体収入保障保険
[保険料払込免除特約付
無解約返戻金型優良体収入保障保険]
収入保障保険
[無解約返戻金型収入保障保険]
優良体収入保障保険
[無解約返戻金型優良体収入保障保険]

FWD富士生命 健康サービス 利用できます

「万一」のとき、その後の生活費を毎月サポートします。

死亡に備える保障

この保険は上記の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。
保障内容がお客さまのご希望(ご意向)に沿っているかご確認ください。
※上記以外の主契約の保障内容や特約等の保障内容等に関しては、募集代理店にお問い合わせください。

ゴールめざして、Let's Go！

「いま」を確認してみましょう。

ご主人さまの定期的な収入が、ご家族の生活を支えています。

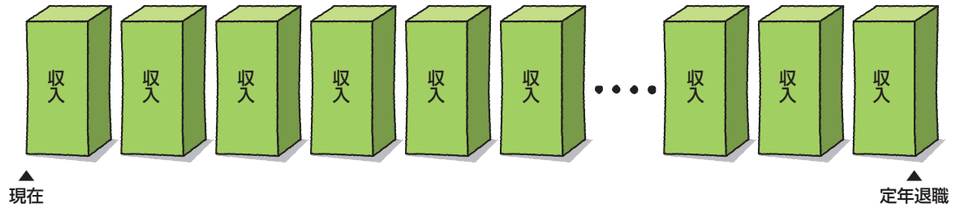

もし、「万一のこと」が起きてしまったら…

公的遺族年金を受け取れる場合でも、
これまでよりも収入が減ってしまうことが考えられます。

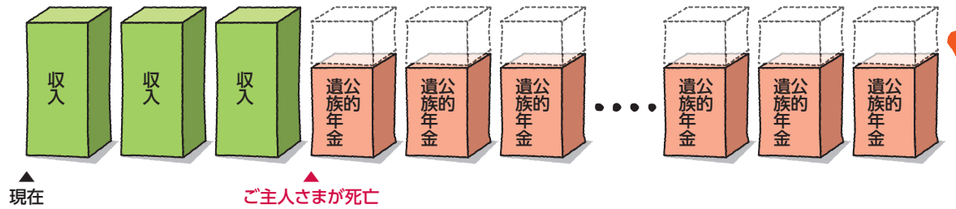

この部分が足りなくなるかも…

足りない部分をサポートする保険が、
FWD富士生命の「さいふにやさしい収入保障」です。

さいふにやさしい
収入保障

「万一」のとき、毎月どれくらいのお金が足りなくなるんだろう?

のこされたご家族が安心して暮らしていくためには、「公的年金」だけでは足りないかもしれません。

● のこされたご家族が必要とされる毎月の生活資金　平均 約27万円

出典:(公財)生命保険文化センター「平成27年度 生命保険に関する全国実態調査」

■ご遺族のひと月あたりの公的年金額の目安(2015年度価格)

			会社員世帯	自営業世帯
子どもがいる妻*	子ども3人の期間		約16万円	約11万円
	子ども2人の期間		約15万円	約10万円
	子ども1人の期間		約13万円	約8万円
子どもがいない妻	①妻が65歳未満の期間	Ⓐ夫死亡時に妻が40歳未満の場合	約5万円	なし
		Ⓑ夫死亡時に妻が40歳〜64歳の場合	約10万円	なし
	②妻が65歳以降の期間		約11万円	約7万円

＊子どもが全員18歳到達年度の末日を迎えた妻は、子どものいない妻と同様の扱いになります。この時点で妻の年齢が40〜64歳の場合、上表①-Ⓑの公的年金額となります。
出典:(公財)生命保険文化センターホームページ「ひと目でわかる生活設計情報」よりFWD富士生命が算出
※上表の公的年金額は以下の試算条件による一例です。
【試算条件】(1)厚生年金の年金額は本来水準の計算式で計算　(2)死亡した会社員の夫の平均標準報酬月額は35万円、加入期間を25年(300月)として計算　(3)平成15年4月以降は総報酬制の適用を受けるが、ここでは賞与総額が全月収の30%として計算　(4)妻は40年間国民年金に加入し、老齢基礎年金を満額受給するものとして計算　(5)経過的寡婦加算は含まない

「万一」のときに、ご遺族が公的遺族年金を受け取れる場合、公的遺族年金額を考慮して、遺族の必要保障額を算出する考え方があります。

遺族の必要生活資金 − 公的遺族年金 ＝ 遺族の必要保障額

たとえば　遺族の必要生活資金=月額30万円　公的遺族年金=月額15万円の場合

遺族の必要生活資金 月額30万円 − 公的遺族年金 月額15万円 ＝ 遺族の必要保障額 月額15万円

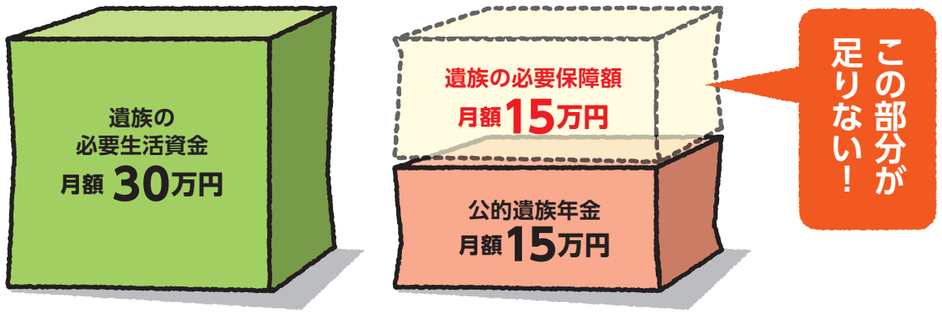

公的年金の金額は公的年金制度の加入状況や子どもの数等、諸条件により異なります。
記載の金額は一例ですので、ご自身の年金額については日本年金機構から定期的に郵送される「ねんきん定期便」や日本年金機構が運営するウェブサイト「ねんきんネット」等でご確認いただくか、または、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

さいふにやさしい 収入保障

Point 「万一」のとき、その後の生活費を毎月サポートします。

■収入保障保険

ご契約例 ● 契約年齢:35歳 ● 保険期間:65歳 ● 年金支払期間:65歳 ● 年金月額:15万円

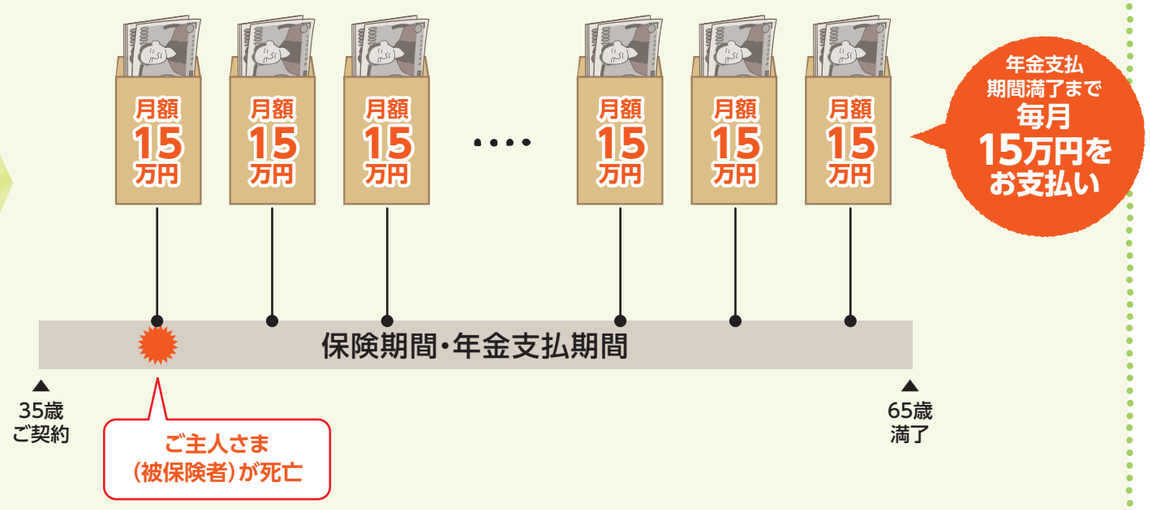

このような場合にお支払いします(支払事由)

死亡　被保険者が保険期間中に死亡したとき ▶ **遺族年金** を毎月受け取れます

高度障害　被保険者が責任開始日以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に所定の高度障害状態になったとき ▶ **高度障害年金** を毎月受け取れます

※遺族年金と高度障害年金は、重複してお支払いしません。
※「所定の高度障害状態」については、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

さらに

● **健康な方は、収入保障保険よりも保険料が割安な優良体収入保障保険にお申込みいただけます。**
詳細は7ページをご覧ください

● **年金として毎月受け取る他、一括で受け取ることも可能です。**
詳細は8ページをご覧ください

「万一」のとき、のこされた家族にはどんな出費があるのかしら?

暮らしに必要な費用は色々。とくに教育費は大きな負担となります。

〈教育費〉

	幼稚園	小学校	中学校	高校	大学	
公立	約 67万円	約193万円	約145万円	約123万円	約549万円	総額 約1,076万円
私立	約149万円	約921万円	約402万円	約299万円	約705万円	総額 約2,476万円

※大学はいずれも自宅通学生(私立は文系)
※端数処理の関係により、各項目の合計と総額は一致しません。
出典：日本政策金融公庫「平成26年度　教育費負担の実態調査結果」、文部科学省「平成26年度　子供の学習費調査」「私立大学等の平成26年度入学者に係る学生納付金等調査結果」「文部科学省令」、(独)日本学生支援機構「平成24年度 学生生活調査結果」をもとにセールス手帖社保険FPS研究所が試算

〈生活費〉

食費 / 住居費 / 通信費 / 車・交通費 / 医療費 / 家電・家具代

■ お子さまの成長と必要保障額の変化(イメージ)

一般的にはお子さまの成長とともに、必要となる資金の総額は減っていきます。

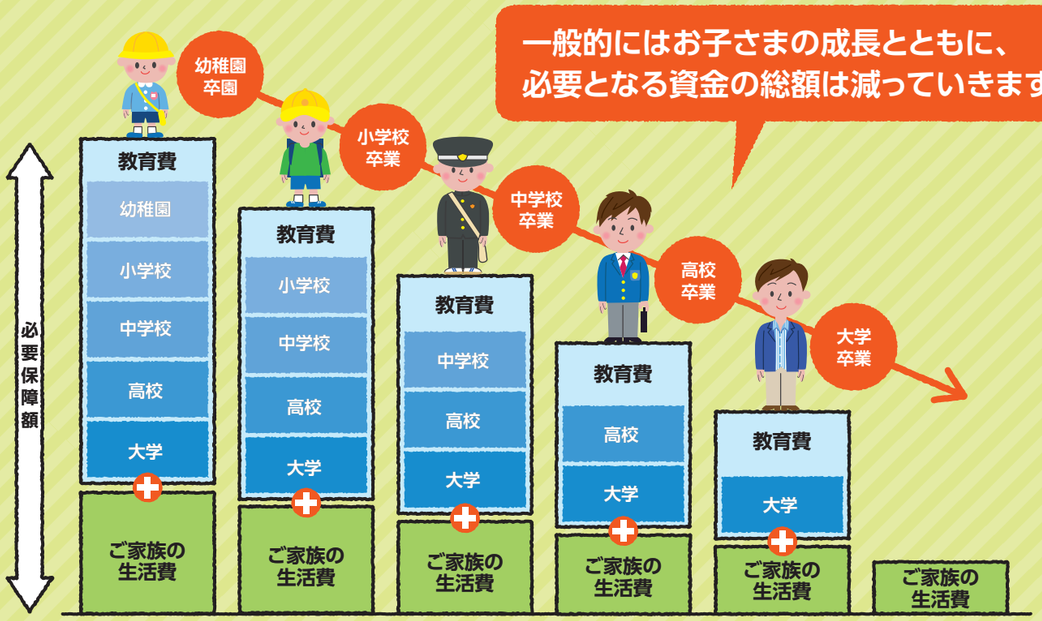

さいふにやさしい 収入保障

Point 「必要な保障」を「必要な期間」、確保できます。

Point 特約を付加することで、病気やケガで所定の状態になった場合、それ以後の保険料が免除されます。

詳細は 9 ページをご覧ください

■レスキューパック 収入保障保険

ご契約例
- 契約年齢:35歳
- 性別:男性
- 保険期間:65歳
- 年金支払期間:65歳
- 保険料払込期間:65歳
- 最低支払保証期間:5年
- 年金月額:15万円
- 保険料払込免除特約:付加
- 月払保険料(口座振替扱):7,950円

減少していく必要保障額にあわせて、受取総額も毎月減少していく合理的なしくみです。だからこそ、“やさしい保険料”で家計への負担もおさえられます。

■ 遺族年金受取総額の推移(イメージ)

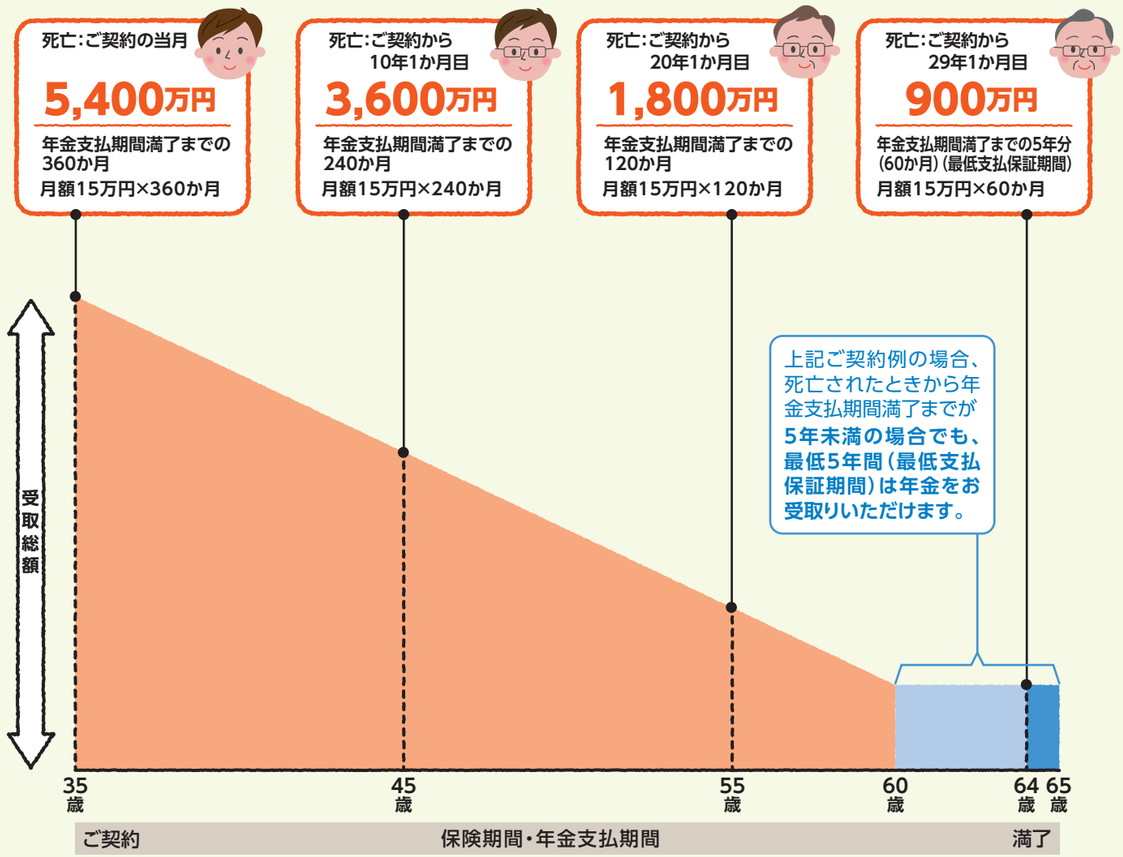

- 最低支払保証期間は 2年 、5年 、10年 からお選びいただけます。

お客さまの健康状態や喫煙の有無などによって、収入保障保険よりも保険料が割安な優良体収入保障保険にお申込みいただけます。

① 健康状態および身体状態が、所定のお引受け基準において良好であると認められること

② 血圧値が次の範囲内であること
最大血圧140未満、
最小血圧90未満

③ BMI（ボディ・マス・インデックス）の値が所定の範囲内（18.0～27.0）であること
BMI＝体重(kg)÷〔身長(m)〕^{2}

3つすべてに該当しますか？

はい → ●過去1年以内に喫煙をしていないこと **該当しますか？**

いいえ → 〈レスキューパック収入保障保険〉標準体保険料率

タバコを吸わない方はさらにおトク！

はい → ●喫煙検査の結果、コチニン含有量が所定の範囲内であること **該当しますか？**

いいえ → 〈レスキューパック優良体収入保障保険〉優良体保険料率

はい → 〈レスキューパック優良体収入保障保険〉非喫煙者優良体保険料率

保険料

	〈レスキューパック優良体収入保障保険〉非喫煙者優良体保険料率	〈レスキューパック優良体収入保障保険〉優良体保険料率	〈レスキューパック収入保障保険〉標準体保険料率
月払保険料（口座振替扱）	5,070円	6,585円	7,950円
標準体保険料率との差額	2,880円 約36.2%* 割安	1,365円 約17.1%* 割安	―

＊ご契約例における優良体保険料率・非喫煙者優良体保険料率の保険料と標準体保険料率との対比で表していますので、契約年齢・性別等の契約条件により異なります。
※「非喫煙者優良体保険料率」または「優良体保険料率」にお申込みの際は、医師による診査または健康診断・人間ドックの結果等のご提出が必要となります。
※「非喫煙者優良体保険料率」にお申込みの際は、上記に加え、通常の診査を行い喫煙歴について告知していただくとともに、当社所定の喫煙検査を行い、コチニン含有量が所定の範囲内である必要があります。なお、検査の結果によっては「優良体保険料率」でのお引受けとなる場合があります。
※「非喫煙者優良体」、「優良体」のお申込み基準に該当しないことが、健康状態や身体状態が優良ではないということではありません。
「標準体保険料率」となった場合でも、お客様の健康状態によっては特別保険料が加算されたり、お引受けができない場合もございます。
【ご契約例】契約年齢：35歳　性別：男性　保険期間：65歳　年金支払期間：65歳　保険料払込期間：65歳
最低支払保証期間：5年　年金月額：15万円　保険料払込免除特約：付加

保険料表

保険期間：65歳　年金支払期間：65歳　保険料払込期間：65歳　最低支払保証期間：5年　年金月額：15万円
保険料払込免除特約：付加　保険料払込方法：月払口座振替扱・月払クレジットカード払扱

契約年齢	レスキューパック 優良体収入保障保険				レスキューパック 収入保障保険	
	非喫煙者優良体保険料率		優良体保険料率		標準体保険料率	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
23歳	4,515円	3,135円	5,520円	3,480円	6,525円	3,810円
25歳	4,500円	3,240円	5,580円	3,615円	6,645円	3,960円
30歳	4,665円	3,570円	5,955円	3,975円	7,200円	4,425円
35歳	5,070円	3,870円	6,585円	4,320円	7,950円	4,800円
40歳	5,700円	4,215円	7,410円	4,635円	8,970円	5,235円
45歳	6,255円	4,470円	8,160円	―	9,885円	5,520円
50歳	6,735円	―	8,775円	―	10,575円	5,535円

※上記保険料等は一例です。その他の契約条件でのお取扱いについては、募集代理店までお問い合わせください。

年金受取の他、ニーズにあわせて受取方法が選択できます。

■レスキューパック 収入保障保険

6ページのご契約例で、ご契約の当月に亡くなられた場合

たとえば…

年金で受け取る場合

（年金を年金支払期間満了まで受け取る場合）

年金月額15万円 ／ 年金月額15万円 …… 年金月額15万円 ／ 年金月額15万円

受取総額 5,400万円（月額15万円×360か月）

たとえば…

一括で受け取る場合

一括受取額 約4,717万円

年金を毎月お受取りいただくかわりに年金現価を一時金で受け取れます。

たとえば…

途中まで年金で受け取り、残りを一括で受け取る場合

年金支払期間中に年金受取から一括受取へ変更すれば、残りの年金現価を一時金として受け取れます。

（年金を20年間受け取り、残りを一括で受け取る場合）

年金月額15万円 ／ 年金月額15万円 …… 一括受取額 約1,731万円

※一括で受け取る場合、年金で毎月受け取る場合の受取総額よりも少ない金額になります。
●その他、『一部すえ置いて受け取り』『全部すえ置いて受け取り』も選べます。

他の保険への変更も可能

お子さまの独立等、ライフステージの変化にあわせて、一定の要件を満たせば健康状態にかかわらず、他の保険（終身保険等）に変更できます。

※変更した保険の保険料は変更した時点での年齢で計算します。

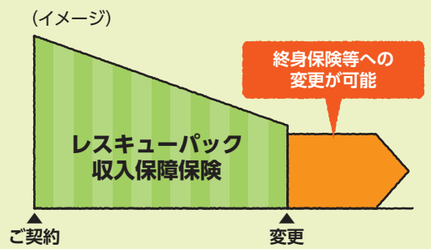

保険料払込免除特約 を付加することができます

保険料払込期間中に所定の状態に該当した場合、以後の保険料の払込みが免除されます。

1 以下の3大疾病で所定の状態に該当した場合

悪性新生物	責任開始日前を含めて、初めて悪性新生物に罹患したと医師により病理組織学的所見等によって診断確定されたとき ※上皮内がん、悪性黒色腫以外の皮膚がん、および責任開始日から起算して90日以内に乳がんに罹患しても保険料払込免除の対象となりません。
急性心筋梗塞	責任開始日以後の疾病を原因として急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき ※狭心症等は除きます。
脳卒中	責任開始日以後の疾病を原因として脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、言語障害、運動失調、麻ひ等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

2 以下の身体障害状態になった場合

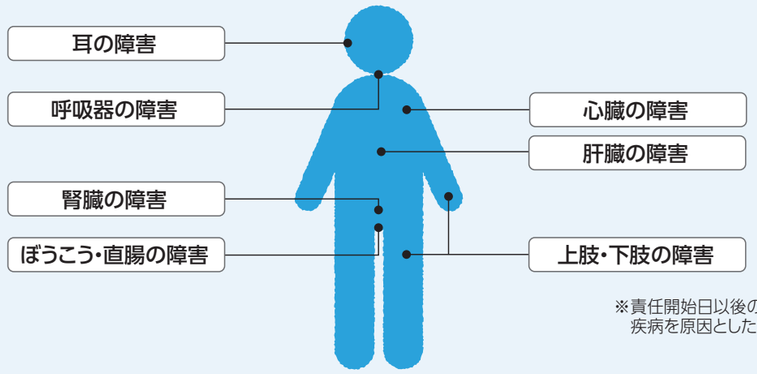

※責任開始日以後の傷害または疾病を原因とした場合に限ります。

3 以下の要介護状態になった場合

責任開始日以後の傷害または疾病を原因として、以下の①または②に該当し、その状態が180日以上継続したとき

①常時寝たきり状態で、右記aに該当し、かつ右記b～eのうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態

②器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ他人の介護を要する状態

a.ベッド周辺の歩行が自分ではできない

＋

- b.衣服の着脱が自分ではできない
- c.入浴が自分ではできない
- d.食物の摂取が自分ではできない
- e.大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない

2項目以上の該当を要します。

※主契約においても保険料払込免除が適用される場合があります。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

保険料払込免除特約 を付加した場合

治療や健康をトータルにサポート

FWD富士生命健康サービスが利用できます。

FWD富士生命健康サービス

セカンドオピニオンや、健康を24時間サポートするサービス等をご利用いただけます。

1 ベストホスピタルネットワークサービス

ご利用いただける方 被保険者様

病気になったとき、「より良い病院」と「より良い医師」によって、「より良い治療」を受けることが大切です。
そのために、ご相談に応じて、セカンドオピニオンや受診手配・紹介サービスをご提供します。

ヘルスカウンセラーによる相談・手配

専任のスタッフが、ご利用者の病症状や既往歴をお伺いします。ご相談内容に応じて、セカンドオピニオンや受診手配・紹介サービスを提供します。
あわせて、必要な資料・書類についてご説明します。

面談・電話によるセカンドオピニオン（二つ目の意見）

総合相談医によるセカンドオピニオン

より良い治療を選択するため、総合相談医から現在の診断に対する見解や今後の治療方針・方法などについて意見（セカンドオピニオン）をもらうことができます。

優秀専門臨床医の紹介

面談によるセカンドオピニオンの結果、より高度な専門性が必要と総合相談医が判断した場合には、優秀専門臨床医が紹介されます。
※電話によるセカンドオピニオンでは、優秀専門臨床医の紹介は行いません。

受診手配・紹介サービス

専任のスタッフが医療機関への受入確認や受診の手配・紹介をいたします。（主治医のもとでは対応できない治療法や手術方法が必要など、主治医が判断したケースで、手配・紹介先の医療機関にその専門分野の医師が在籍し治療可能な場合に、受診の手配や紹介をいたします。）

2 がんトータルサポートサービス

がんPET検診サポートサービス

ご利用いただける方 被保険者様、被保険者様と同居のご家族

早期がん発見のための検査方法であるがんPET検診受診のためのトータルサポートを実施します。

がん治療相談サービス

ご利用いただける方 被保険者様 ※被保険者様と同居のご家族もご利用できますが、相談内容は被保険者様に関する内容に限ります。

がんに関する専門スタッフが、がんに関するご質問にお応えします。

粒子線治療相談サービス

ご利用いただける方 被保険者様

「粒子線治療」を専門とする総合相談医から、ご自身のがんについての「粒子線治療」に関する相談を受けることができます。総合相談医が面談にて粒子線治療への適応を判断した場合には、粒子線治療を実施する医療機関を紹介します。

がんこころのサポートサービス

ご利用いただける方 被保険者様 ※被保険者様と同居のご家族もご利用できますが、相談内容は被保険者様に関する内容に限ります。

がんと診断され、ショックや不安を受け止められない、またお仕事やご家族のことが心配で治療に専念できない等の、治療に関すること以外の不安について、カウンセラーがお話を伺います。

3 健康医療相談サービス

ご利用いただける方 被保険者様・被保険者様と同居のご家族

経験豊かな医師、保健師、看護師などを擁した相談スタッフが、日々の健康や病気・ケガへの不安、そして病気・ケガをした際の緊急時の対処など、24時間・年中無休でサポートします。
被保険者様だけでなく、同居のご家族全員で利用できるサービスです。

経験豊かな相談スタッフが24時間サポートします

4 こころのサポートサービス

ご利用いただける方 被保険者様 ※被保険者様と同居のご家族もご利用できますが、相談内容は被保険者様に関する内容に限ります。

精神的な悩みやこころの問題について電話や面談によるカウンセリングを受けられるサービスです。

5 糖尿病トータルサポートサービス

ご利用いただける方 被保険者様

経験豊かな保健師、看護師が糖尿病についてご相談に応じると同時に、必要に応じて優秀糖尿病臨床医の紹介、または糖尿病専門医のいる医療機関をご案内いたします。

※FWD富士生命健康サービスはレスキューP（パック）収入保障保険およびレスキューP（パック）優良体収入保障保険の付帯サービスです。当サービスはFWD富士生命保険（株）の業務委託先であるティーペック（株）が提供いたします。ご利用に際しては諸条件がございます。ご利用方法等、詳細につきましては、ご契約後に送付いたします資料をご覧ください。
※FWD富士生命健康サービスのご利用は保険料払込期間満了までとなります。